

○流山市下水道条例

昭和60年10月16日

条例第14号

改正 平成5年3月24日条例第4号

平成5年3月24日条例第15号

平成9年3月28日条例第2号

平成12年3月27日条例第2号

平成12年12月22日条例第23号

平成13年3月23日条例第19号

平成14年3月27日条例第17号

平成16年3月26日条例第6号

平成17年3月30日条例第13号

平成19年9月28日条例第38号

平成23年6月1日条例第10号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 排水設備の設置等（第4条—第7条）

第3章 排水設備等の工事の事業に係る指定（第8条—第8条の9）

第4章 公共下水道の使用（第9条—第15条）

第5章 雑則（第16条—第23条）

第6章 罰則（第24条—第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）

その他の法令で定めるもののほか、公共下水道及び都市下水路の設置、管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本市に公共下水道及び都市下水路を設置する。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。

- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。
- (5) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器を含み、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号の浄化槽を除く。）をいう。
- (6) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (7) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (8) 管渠 排水管又は排水渠をいう。
- (9) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用するものをいう。
- (10) 責任技術者 社団法人日本下水道協会が連携団体として指定した千葉県下水道協会（以下「県協会」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者認定試験に合格し、県協会に登録している者をいう。
- (11) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。
- (12) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- (13) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1か月の期間をいう。

第2章 排水設備の設置等

（排水設備の接続方法及び内径等）

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。
- (3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認め

た場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位 人）	排水管の内径（単位 ミリメートル）
150未満	100以上
150以上 300未満	150以上
300以上 600未満	200以上
600以上	250以上

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認められた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、1の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積（単位 平方メートル）	排水管の内径（単位 ミリメートル）
200未満	100以上
200以上 600未満	150以上
600以上	200以上

(公共下水道に直接接続しない排水施設の新設等)

第5条 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（排水設備及び法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）を除く。）の新設等を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 汚水は、公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水は、公共ます等で雨水を排除すべきものに流入させるように設けること。
- (2) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講じられていること。

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備等（これらに接続する除害施設を含む。）の新設等を行おう

とする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書を提出した者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについての検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、同項の排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

第3章 排水設備等の工事の事業に係る指定

(指定工事店の指定に係る申請等)

第8条 排水設備等の新設等の工事を行おうとする工事店の代表者は、市長に対し、当該工事に関し技能を有する者としての指定の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の指定の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請に係る工事店が次の各号のいずれにも適合していると認める場合に、指定するものとする。

- (1) 排水設備等の新設等の工事の施行に必要な機械器具を有していること。
- (2) 千葉県内に事業所があること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 代表者又は役員が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて、復権していないものである場合

イ 責任技術者がその登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

3 前項の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、排水設備等の新設等の工事を行ってはならない。ただし、市が工事を施行するときは、この限りでない。

4 指定工事店の指定の期間は、指定工事店として指定を受けた日から5年とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

5 指定工事店は、引き続き指定工事店として指定を受けようとするときは、前項の期間の満了の日の2月前までに、指定の更新の申請をしなければならない。

（指定工事店証）

第8条の2 市長は、指定工事店に対し流山市下水道指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付するものとする。

2 指定工事店は、その指定を取り消され、又は一時停止されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納（一時停止にあっては、その期間とする。）しなければならない。

（手数料の徴収）

第8条の3 市は、指定工事店証を交付する際に、別表第1に定める手数料を徴収する。

（指定工事店の責務）

第8条の4 指定工事店は、下水道に関する法令及びこの条例に定めるもののほか、規則その他市長が定めるところに従い、適正な排水設備等の新設等の工事の施行に努めなければならない。

（変更等の届出）

第8条の5 指定工事店は、その指定の申請に係る事項に変更があったとき又は排水設備等の新設等の工事に係る事業を廃止し、若しくは休止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第8条の6 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定工事店の指定を取り消すことができる。

（1） 第8条第2項各号に適合しなくなったとき。

（2） 第8条の3の手数料を納入しないとき。

（3） 第8条の4に規定する指定工事店の責務に従った適正な排水設備等の新設等の工事の施行ができないと認めたとき。

（4） 前条の規定による届出をしなかったとき。

(5) 排水設備等の新設等の工事に係る事業を廃止したとき。

(6) その他市長が指定工事店として不相当と認めたとき。

2 前項の規定により指定を取り消された場合において、その取消しの日から2年を経過しなければ、当該指定工事店の代表者は、個人又は法人の代表として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の一時停止)

第8条の7 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、1年を超えない期間を定めて当該指定工事店の指定の効力を停止することができる。

(1) その施行する排水設備等の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(2) 不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき。

(3) 排水設備等の新設等の工事に係る事業を休止したとき。

(4) 次条第1項に違反したとき。

(5) その他市長が業務に関し不誠実な行為があると認めたとき。

(責任技術者の専属等)

第8条の8 指定工事店は、次項各号に掲げる職務をさせるため、指定工事店の営業を行う本店及び支店ごとに1名以上の責任技術者を専属させなければならない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理に関すること。

(2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督に関すること。

(3) 排水設備等の新設等の工事において、その排水設備等の設置方法及び構造が法その他の法令及びこの条例の規定に適合していることの確認に関すること。

(4) 第7条第1項に規定する検査の立ち会いに関すること。

3 責任技術者は、排水設備等の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(業務の禁止又は停止)

第8条の9 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、その業務を禁止させ、又は停止させることができる。

(1) この条例又は流山市下水道条例施行規則（昭和60年流山市規則第15号）に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が責任技術者として不適当と認めたととき。

2 市長は、前項の規定による処分を行ったときは、直ちに県協会の長に通知するものとする。

第4章 公共下水道の使用

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第9条 特定事業場からの下水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(7) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 前項第6号及び第7号の規定にかかわらず、特定事業場からの下水を排除して江戸川左岸流域関連公共下水道を使用する者は、その排除する窒素及び燐の含有量を次に定める基準に適合させなければならない。

(1) 窒素含有量 1リットルにつき60ミリグラム未満

(2) 燐含有量 1リットルにつき8ミリグラム未満

3 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に規定する環境省令により、当該下水について第1項各号及び前項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る同項に規定する水質の基準は、同項の規定にかかわらず、その排水基準に係る数値とする。

(除害施設の設置)

第10条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。

(1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）

第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値

(2) 温度 45度未満

(3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(5) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満

(6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(7) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(9) 磷含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 前項第8号及び第9号の規定にかかわらず、除害施設を設けて下水を排除して江戸川左岸流域関連公共下水道を使用する者は、その排除する窒素及び磷の含有量を次に定める基準に適合させなければならない。

(1) 窒素含有量 1リットルにつき60ミリグラム未満

(2) 磷含有量 1リットルにつき8ミリグラム未満

3 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（昭和50年千葉県条例第50号）に基づく基準が第1項第1号及び第6号に定める基準より厳しい排水基準である場合においては、同項第1号及び第6号の規定にかかわらず、同項第1号及び第6号に規定する基準は、同条例の排水基準に係る数値とする。

（し尿の排除の制限）

第11条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

（使用開始等の届出）

第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なく、その旨を

市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

- 2 法第12条の3、法第12条の4又は法第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(使用料の徴収)

第13条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、集金又は納入通知書により徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、隔月で徴収することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、土木・建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、又は公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、又は市長が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより算出した額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

- (3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月に公共下水道に排除した汚水の量を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載内容を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

- 3 使用月の中途において使用者が公共下水道の使用の開始、休止、廃止又は

再開をしたときの使用料の基本使用料は、使用日数が15日未満で、かつ、汚水排除量が5立方メートル以下の場合は、2分の1とする。

(資料の提出)

第15条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(改善命令)

第16条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備等又は除害施設について、その設置者又は使用者に対し、期限を定めて、その構造又は使用方法の改善を命ずることができる。

(行為の許可)

第17条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

第18条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更とは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うことをいう。

(占用)

第19条 公共下水道の敷地又は排水施設にその全部又は一部を占用する物件（次条に規定する暗渠に設置する電線等を除く。以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、市長に対して当該占用に係る許可の申請をしなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 市は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

- (1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件
- (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件
- (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち、企業性格を有しない事業に係る占用物件
- (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和27年法律第29号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

3 前項の占用料については、流山市占用料条例（平成13年流山市条例第19号）に基づく占用料の例による。

（暗渠の使用に係る調査）

第19条の2 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分（以下「暗渠」という。）に電線又は政令第17条の3に規定する物件（以下「電線等」という。）を設け、継続して暗渠を使用しようとする者は、当該暗渠を使用することの可能性を確認するための調査（以下「調査」という。）を行わなければならない。

2 前項の調査を行うときは、市長に対して当該調査に係る許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、当該調査の可否についての決定をし、その旨を当該申請した者に対し書面により通知するものとする。

（暗渠の使用）

第19条の3 前条の調査を行った後、暗渠に電線等を設け、継続して当該暗渠を使用しようとする者は、市長に対して当該使用に係る許可の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があった日から1月以内に使用の可否についての決定をし、その旨を当該申請した者（以下「申請者」という。）に対し、書面により通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、申請者に対して遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

4 暗渠に電線等を設け継続して当該暗渠を使用することができる期間（以下「使用期間」という。）は、市長が別に定める。

5 市は、暗渠に電線等を設け継続して当該暗渠を使用する者から暗渠の使用に係る使用料（以下「暗渠使用料」という。）を徴収する。

6 暗渠使用料については、流山市占用料条例に基づく占用料の例による。

（暗渠の使用に係る許可の基準）

第19条の4 市長は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のすべてに適合する場合に限り、当該使用を許可することができる。

（1） 設置しようとする電線等が次に掲げる基準に適合するものであるこ

と。

ア 電線等を設置する箇所が下水を排除し、又は暗渠を管理する上で支障のないものであること。

イ 電線等を設置する暗渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合及び本数が下水を排除し、又は暗渠を管理する上で支障のないものであること。

ウ 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。

エ 電線等の設置により砂、土、汚泥その他これらに類するものが堆積し、下水の排除に著しい支障が生じることがないものであること。

オ その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。

(2) 電線等の設置に係る工事及び電線等の維持管理の方法が、市長が定める工事及び維持管理の方法に係る条件並びに留意事項に適合していること。

(3) 申請者が、その責に帰すべき事由により暗渠の使用に係る許可（次条及び第20条の2において「暗渠使用許可」という。）の取消しを受けたことがないこと。

(4) 暗渠の使用が、道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の占用の許可等（変更の許可等も含む。）の取得が可能であると見込まれること。

(5) 使用の申請に係る暗渠において公共下水道の管理その他の公共目的において電線等を設置する具体的な計画があり、電線等を複数設置することが困難な場合においては、当該公共目的の電線等と一体的な設置が可能であると見込まれること。

(使用の許可の取消し)

第19条の5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、暗渠使用許可を取り消すことができる。

(1) 電線等が前条第1号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2) 暗渠使用料を支払うべき者が、当該暗渠使用料を納入しないとき。

(3) 暗渠使用許可を受けた使用について、その使用している実態がないと市長が認めたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により第19条の3第1項の許可を受けたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、使用期間中に公益上やむを得ない理由により電線等を撤去する必要があると市長が認めたとき。

(原状回復)

第20条 第19条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 市長は、第19条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

第20条の2 暗渠使用許可を受けた者は、使用期間が満了したとき、暗渠を使用する必要がなくなったとき又は第19条の5の規定により許可の取消しを受けたときは、当該電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると市長が認めたときは、この限りでない。

2 市長は、暗渠使用許可を受けた者が、前項の規定により原状回復をする場合又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(都市下水路への準用)

第21条 第17条から前条までの規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第17条、第18条及び第19条第1項中「法第24条第1項」とあるのは「法第29条第1項」と、第18条、第19条第1項、同条第2項第1号、第19条の2第1項、第19条の4第1号及び第5号、第20条第1項並びに前条第1項中「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と読み替えるものとする。

(使用料の減免)

第22条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料を減免することができる。

(規則への委任)

第23条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者
- (2) 第7条第1項の規定による届出を怠った者
- (3) 第8条第3項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (4) 第10条又は第11条の規定に違反した使用者
- (5) 第12条第1項の規定による届出を怠った者
- (6) 第15条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第16条の規定による命令に違反した者
- (8) 第20条第2項及び第20条の2第2項(第21条において準用する場合を含む。)の規定による指示に従わなかった者
- (9) 第6条第1項又は第17条第1項(第21条において準用する場合を含む。)の規定による申請書又は書類、第6条第2項本文又は第12条第1項の規定による届出書、第14条第2項第3号の規定による申告書又は第15条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第25条 詐欺その他不正の行為により使用料、手数料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現に公共下水道及び都市下水路の敷地又は施設に関し、権原に基づき、第19条第1項(第21条において準用する場合を含む。)に規定する占用物件を設けている者がある場合においては、その権原に基づいてなお当該占用物件を設けることができるものとされている期間に限り、

従来と同様の条件により、占有物件の設置について同項の許可を受けたものとみなす。

附 則（平成 5 年 3 月 2 4 日条例第 4 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

5 この条例による改正後の流山市下水道条例の規定は、平成 5 年 9 月以後の汚水排除量の認定に係る使用料から適用し、同年 8 月までの汚水排除量の認定に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 3 月 2 4 日条例第 1 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市下水道条例の規定は、平成 5 年 9 月以後の汚水排除量の認定に係る使用料から適用し、同年 8 月までの汚水排除量の認定に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 2 8 日条例第 2 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条及び第 1 6 条並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等であって、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

5 この条例による改正後の流山市下水道条例の規定は、平成 9 年 9 月以後の汚水排除量の認定に係る使用料から適用し、同年 8 月までの汚水排除量の認定に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 7 日条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

(過料に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為に係る過料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月22日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項(同項を同条第3項とする部分を除く。)の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定工事店は、この条例による改正後の流山市下水道条例の相当規定により指定を受けたものとみなす。

附 則 (平成13年3月23日条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月27日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に関し、この条例による改正前の流山市下水道条例第19条の2第1項に規定する電線等を設けている場合においては、電線等の設置についてこの条例による改正後の流山市下水道条例第19条の3第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則 (平成16年3月26日条例第6号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市下水道条例の規定は、平成17年12月以後の汚水排除量の認定に係る使用料から適用し、同年11月までの汚水排除量の認定に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年9月28日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市下水道条例第19条第2項第3号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る占用料について適用し、同日前の申請に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年6月1日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に県支部の実施した下水道排水設備工事責任技術者認定試験に合格し、県支部に登録した者は、当該登録の有効期間の間は、この条例による改正後の流山市下水道条例第3条第10号の責任技術者とみなす。

別表第1 (第8条の3関係)

区分	手数料
指定下水道工事店登録手数料	30,000円
指定下水道工事店継続登録手数料	10,000円

別表第2 (第14条関係)

(1月につき)

区分	汚水排除量	使用料
基本使用料	10立方メートル以下	945.00円
超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートル以下	1立方メートルにつき 115.50円
	20立方メートルを超え30立方メートル以下	1立方メートルにつき 141.75円
	30立方メートルを超え50立方メートル以下	1立方メートルにつき 173.25円
	50立方メートルを超え	1立方メートルにつき 204.75円

え 100 立方メートル 以下	
100 立方メートルを 超え 200 立方メー トル以下	1 立方メートルにつき 246.75 円
200 立方メートルを 超えるもの	1 立方メートルにつき 299.25 円